

(平成23年8月31日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長野地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年4月から15年3月まで

A社は、申立期間の給与から標準報酬月額19万円に基づく厚生年金保険料を控除したとしているが、ねんきん定期便の記録では、申立期間の標準報酬月額が12万6,000円又は14万2,000とされているので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「平成14年分給与所得の源泉徴収票」によると、申立人の同年分の給与支払金額は、170万5,949円であることが確認できることから、申立人は、「就職した年の賞与は、冬に1か月分(19万円)を受け取ったのみ。」としていることから、申立期間のうち、同年4月分から同年11月分までの月平均給与額は、18万9,494円（当該額に見合う標準報酬月額は19万円）であったと考えられる。

また、A社から提出された「厚生年金保険料返金計算書」によると、当該事業所は、申立期間において申立人の給与から標準報酬月額19万円に基づく厚生年金保険料を控除していたことを認めている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額(19万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について

は、事業主は、オンライン記録どおり標準報酬月額を届け出たと認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 9 月 1 日から 34 年 5 月 26 日まで
② 昭和 34 年 6 月 2 日から同年 8 月 30 日まで
③ 昭和 34 年 9 月 28 日から同年 11 月 29 日まで

厚生年金保険の被保険者期間を照会したところ、A社、B社及びC社D工場に勤務した期間について、脱退手当金が支給された記録になっていた。

脱退手当金を請求したことも、受け取った記憶も全く無いので、申立期間について、脱退手当金の支給記録を取り消し、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年1か月後の昭和35年12月19日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人は脱退手当金の支給決定日から間もなくして別の事業所に再就職し、厚生年金保険の被保険者となっていることを踏まえると、申立人がその当時、脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

長野厚生年金 事案 1085 (事案 281、583 及び 807 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間③について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 3 月 27 日から 34 年 9 月 27 日まで
② 昭和 34 年 12 月 8 日から 35 年 10 月 12 日まで
③ 平成 12 年 10 月 28 日から同年 11 月 1 日まで

申立期間①及び②について、脱退手当金支給済記録を訂正してほしいと申し立てたところ、訂正不要とされたが、厚生年金保険被保険者証を大切に保管していたので、脱退手当金は受け取っていない。姉に私が脱退手当金を受け取っていないことを確認してほしい。また、平成 11 年 3 月 17 日に、手続をしていないのに年金手帳が再発行されたのはおかしいので調査してほしい。

申立期間③について、平成 12 年 10 月 31 日に取引先を訪問し、担当者と会っている。また、最後の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをもう一度言いたい。

第 3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②については、申立人の委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いと考えられることなどを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 7 月 1 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、上記の決定後、申立人から再申立てがなされたが、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情が認められないことから、平成 22 年 3 月 10 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

さらに、申立人は、平成 12 年頃に社会保険事務所 (当時) 及び信用金庫

の年金相談において、当該期間について年金として受給できるとの説明を受けたこと、当時の同僚の連絡先が分かったことなどから、3回目の申立てを行ったところであるが、年金相談を行った社会保険事務所及び信用金庫からは、いずれも申立人が主張するような説明を行った事実は確認できない上、当該同僚からも、委員会の当初の決定を変更すべき証言が得られないことから、22年10月14日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「厚生年金保険被保険者証を大切に保管していた。」「姉に私が脱退手当金を受け取っていないことを確認してほしい。」「平成11年3月17日に手続もしていないのに年金手帳が再発行されたのはおかしい。」とし、4回目の申立てを行ったところであるが、申立人の姉は、「申立人が脱退手当金を受け取っていないかどうかは分からない。」と証言している上、当該事情のみでは、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

ところで、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあっせんにあたっての基本方針」(平成19年7月10日総務大臣決定)に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容が、社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』」とされている。

脱退手当金の申立事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたことになっているが、申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過してこれらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い下で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情が無いかなどいわゆる周辺の事情から考慮して判断をしなければならない事案である。

本事案では、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらず、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和35年10月12日の前後2年程度の期間内に申立てに係る事業所において資格喪失した24名のうち、17名に脱退手当金の支給記録が確認できるところ、16名が資格喪失日から約4か月以内に脱退手当金の支給決定がなされており、当時は通算年金制度創設前であったこと、事業所が脱退手当金の請求手続を行った旨を支給記録のある者が証言していること、及び申立人についても資格喪失日から約2か月後の同年12月23日に支給決定されていることなどから、むしろ脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在し、一方で申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

したがって、申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

2 申立期間③については、オンライン記録により、A社において平成9年以降に退職した申立人を含む12名の厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、いずれも月末又は月末の数日前となっていることなどを理由として、既に当委員会の決定に基づく21年7月1日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、上記の決定後、申立人から再申立てがなされたが、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情が認められないことから、平成22年3月10日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

さらに、申立人は、平成12年10月31日まで勤務したとする夫の証明書を提出するとともに、同日に会ったとする取引先の担当者氏名を挙げて、3回目の申立てを行ったところであるが、申立人の夫は、「証明書の内容について、明確な根拠は無い。」と説明しており、また、申立人が氏名を挙げた取引先担当者からは、当時の事情を聴取できないことから、22年10月14日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「平成12年10月31日に取引先を訪問し、担当者と会っている。また、最後の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをもう一度言いたい。」と主張している。

しかし、申立人が氏名を挙げた取引先担当者からは、当時の事情を聴取できない上、当該主張のみでは、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は申立期間③において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 4 月 1 日から 30 年 1 月 1 日まで
② 昭和 34 年 9 月 6 日から 35 年 9 月 1 日まで

A 社及び B 社に勤務していた期間が、厚生年金保険被保険者期間となっていないので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A 社の元事業主の娘の証言により、申立人が当該期間当時、当該事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、オンライン記録によると、当該事業所は、昭和 34 年 1 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①において適用事業所であった記録は確認できない。

また、当該事業所は、「当時の資料は保存していないが、申立人が勤務していた頃は、厚生年金保険に加入していなかったため、給与から厚生年金保険料を控除していない。」と回答しているところ、オンライン記録によると、当時の事業主、その妻及び申立人が記憶する同僚についても、当該事業所における申立期間①に係る厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

2 申立期間②については、申立人が当該期間当時の B 社の事業内容及び事業所所在地等を記憶していることから、申立人が当該事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、オンライン記録によると、当該事業所は、昭和 35 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②において適用事業所であった記録は確認できない。

また、当該事業所は、「会社が厚生年金保険に加入する前に、従業員の給与から厚生年金保険料を控除することはなかった。」と回答しているところ、

オンライン記録によると、当時の事業主についても、当該事業所における申立期間②に係る厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

- 3 このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

長野厚生年金 事案 1087

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月 21 日から 47 年 4 月 29 日まで

厚生年金保険被保険者期間照会についての回答文書をもらったところ、A社B事務所に勤務していたときの厚生年金保険の被保険者期間について、脱退手当金が支給されたことになっているということを知った。

脱退手当金を自分で請求していないし、もらった記憶も無く、退職するときに会社から脱退手当金の説明も受けてもいない。

脱退手当金の支給記録を取り消して、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から1か月後の昭和47年5月30日に支給されているほか、申立人の厚生年金保険被保険者原票においても、脱退手当金の支給を意味する「脱C」の押印が記されているなど、脱退手当金に係る一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 2 月 1 日から同年 7 月 1 日まで
平成 19 年 2 月 1 日から A 病院に B として勤務したが、同年 6 月頃に事業主に確認したところ、自分の厚生年金保険の被保険者資格取得手続きを行っていなかったことが判明し、同年 7 月 1 日から厚生年金保険被保険者となった。
申立期間の厚生年金保険料を遡って納付するので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 病院が保管している賃金台帳及び雇用保険の記録により、申立人が申立期間において同病院に継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、当該賃金台帳によると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていないことが確認できる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が厚生年金保険料を源泉控除していたと認められる場合であるところ、事業主は、「申立期間において、申立人を厚生年金保険に加入させておらず、そのため、給与から厚生年金保険料も控除していなかった。」としており、申立人も、当該事情については既知であったとしている。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。